
平成20年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成20年3月21日(金)

1. 議事日程第5号

平成20年3月21日(金) 午前10時開議

- 第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 第2 討論
 - 第3 採決
 - 第4 議員派遣について
 - 第5 委員会の継続審査の付託について
 - 第6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 日程第2 討論
 - 日程第3 採決
 - 日程第4 議員派遣について
 - 日程第5 委員会の継続審査の付託について
 - 日程第6 議員発議
意見書(案)の提出について
-

出席議員(16名)

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10 番	宿 利 俊 行

11番	秦	時雄	12番	高田	修治
13番	藤本	勝美	14番	日隈	久美男
15番	後藤	勲	16番	片山	博雅

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	芝原	哲夫	議事係長	穴井	陸明
------	----	----	------	----	----

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林	公明	副町長	日隈	紀生
教育長	西野	重正	総務課長 兼自治振興室長	坪井	万里
企画財政課長	秋吉	徹成	税務課長	大塚	章雄
福祉保健課長	松山	照夫	住民課長	中尾	拓
建設課長兼 公園整備室長	合原	正則	農林課長兼 農業委員会 事務局長	麻生	長三郎
商工観光課長	河島	広太郎	水道課長	佐藤	健一
会計管理者兼 会計課長	大蔵	喜久男	人権同和啓発 センター所長	吉野	多紀江
学校教育課長	宿利	博実	社会教育課長 兼中央公民館長	小川	敬文
社会教育課参事	森	高三	わらべの館館長	酒井	恵一郎
行政係長	村木	賢二			

午前10時00分開議

○議長（片山博雅君） おはようございます。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○議長（片山博雅君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

す。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長清藤一憲君。

○総務常任委員長（清藤一憲君） おはようございます。

総務常任委員会報告をいたします。

総務常任委員会報告

平成20年第1回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案5件について、3月10日に審査した結果を報告します。

1 議案第6号 玖珠町特別会計設置条例の全部改正について

本案は、玖珠町後期高齢者医療に関する事業実施のため、関係条例の整備をするものであります。

本事業は、平成20年4月からスタートする新しい制度で、大分県内の市町村が加入する「大分県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。この広域連合が保険料を決めたり、医療の給付などを行います。75歳以上の方（一定の障がいがある方は65歳以上）が対象で、保険料は原則として、年金からの天引きとなります。

保険料の徴収方法として「低年金受給者への配慮が必要ではないか」との意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第7号 玖珠町行政組織条例の一部改正について

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、関係条例の整備をするものであり、税務課の分掌事務に「後期高齢者医療保険料に関する事項」を追加し、住民課の分掌事務の「医療保険に関する事項」を「後期高齢者医療に関する事項」に改正するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第8号 玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

本案は、国家公務員の人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の改正に準じて所要の改正を行うものであり、条例中第7条「休息时间」を廃止するものであります。

これまで職員の「昼休み時間」は12時から13時までの1時間（休憩時間45分と休息时间15分）でしたが、4月以降、午前中の勤務時間が12時15分までとなります。従って、12時15分から13時までの間は休憩時間となります。今後「勤務時間のうち休息時間がなくなることは、職員は重労働になる可能性が懸念されるところであります。生理現象など含め、各所属長の配慮が必要ではないか」との意見で一致しました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第9号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、平成元年に設立された「ふるさと創生基金」を「童話の里元気プロジェクト支援基金」と変更し、地域コミュニティや地域の団体等が実施する地域の元気がでる事業に対して助成するため、関係条例の一部を改正するものであり、具体的には『童話の里コミュニティ推進事業』を推進し、自

治会館を核としての地域活性化を支援するものであります。

委員より「年々事業採択が厳しくなり、思うように取り組みが出来ない状況にあります。採択基準の緩和等考慮すべきだ。」との意見が出されました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第16号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に ついて

本案は、大分県退職手当組合を構成する竹田市が平成20年3月31日付けで脱退することに伴い、同組合の規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

この竹田市が脱退することにより、本組合の加入団体は13団体となります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査の結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員長江藤徳美君。

○産業建設常任委員長（江藤徳美君） おはようございます。委員会報告を行います。

産業建設常任委員会報告

平成20年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、陳情1件について、3月10日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第17号 土地の取得について

本案は、玖珠町総合運動公園の用地として土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町有財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

土地の所在地は玖珠町大字塚脇字長瀬13番地ほか6筆、取得面積は8,178.72㎡、取得価格は6,994万504円であります。

意見として

- ① 交渉の状況は予定どおりか。
- ② パークゴルフ場など施設の変更はできるか。

等の意見が出されました。

執行部より

- ① 期限内に調整がつかなかったものが2件あった。
- ② 国からの補助金を使用しているため、基本的に変更しにくい、公園内、また、河川敷の利

用で検討していきたい。

との説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第18号 町道路線の認定について

本案の路線 井の尻第二支線は、地域の生活道路及び産業道路であり、町道として維持管理するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 陳情第1号 小迫集落道路の町道編入について

本陳情は、小迫集落道路の町道編入について、古後地区 小迫自治委員梶原憲夫氏ほか12名より提出されたもので、生活道路及び産業道路として重要であり、全長480mの一部を除き、町道認定の基準である幅員4mも地区住民により確保しております。

審査の結果、本陳情の願意は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案2件、陳情1件について審査結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長 秦 時雄君。

○文教民生常任委員長（秦 時雄君） 文教民生常任委員会報告

平成20年第1回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案8件、請願1件について、3月10日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第4号 玖珠町男女共同参画推進条例の制定について

本案は、本町における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、関係条例を制定するものであります。

審査の中で委員より、「玖珠町人権・同和対策審議会が諮問に応じ調査審議することとなっているが、事案によっては専門家の意見が必要になると考えられるが、どのように対処するのか」の意見が出され、これに対して執行部より「男女共同参画の根本は『相手を思いやる人権教育』だと考える。人権施策を総合的に推進するための調査及び審議を行う付属機関として『人権・同和対策審議会』が設置されているので、男女共同参画推進に関する事項についても、この審議会において審議を行うことと

しているが、事案中、専門的な知識を必要とする場合（例えば医療に関する案件など）には、専門機関に委ねていきたい」との説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第5号 玖珠町後期高齢者医療に関する条例の制定について

本案は、後期高齢者医療制度の創設に伴い条例を制定するものであります。玖珠町が行う事務の内容で保険料の徴収、過料等を定めるものであります。

審査の中で委員より、

- ① 本町の後期高齢者医療の対象者（75歳以上）は何人か。
- ② 後期高齢者広域連合は県内の18市町村から職員を派遣するが、本町の負担額は。
- ③ 年金額が18万円以下の人や、無年金の高齢者にとって保険料の負担が大きい。徴収ができない人が出るのではないか。
- ④ 後期高齢者医療制度のメリットは。

などの意見が出されました。

担当課長より、

- ① 対象者（75歳以上）は2,760人。
- ② 本町の事務費の負担と職員の給与額の合計で1,267万8,000円となる。
- ③ これらの人は普通徴収となり、町が徴収して広域連合に納める。
- ④ 後期高齢者の医療費がますます増大することが見込まれている。医療費を安定的に確保するためには現役世代と高齢者の負担を明確にし、また、世代間で負担能力に応じて公平に負担していただき、公費（税金）を重点的に充てることにより、国民全体で支える仕組みとなっている。

との説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第10号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い条例の一部改正を行うもので、窓口負担の変更であります。

担当課長より

- ① 2割負担の対象が3歳未満から小学校入学前まで拡大される。
- ② これまで3歳の誕生日から70歳の誕生日まで3割負担であったが、6歳以上からとなった。
- ③ 70歳から74歳までの負担が1割から2割に引き上げられた。

との説明がありました。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第11号 玖珠町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について

本案は、老人保健法の廃止と後期高齢者医療制度の実施に伴い、関係条例の一部を改正するもので

あります。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第12号 玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

本案は、乳幼児医療費の一部について、無料化を実施するため、関係条例の一部を改正するものがあります。

審査の中で委員より

- ① 県内の完全無料化の状況は。
- ② 本町は今後、完全無料化をさらに進めるのか。

などの意見が出され、

担当課長より

- ① 3歳未満医療費の無料市町村が10市町村、就学前まで医療費無料市町村が6市、小学生までの医療費助成が1市（日田市）、中学生まで医療費助成（小中学生は一部負担金あり）が1町（九重町）。
- ② 医療費を無料化にすることが少子化対策になるのかという考え方はない。地域で安心して子どもを産んで子育てができる環境づくりを総合的に検討しなければならない。本町の乳幼児は3歳未満児が414人、3歳以上6歳未満児が413人、合計827人となっている。

との説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第13号 玖珠町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

本案は、老人保健法の廃止と後期高齢者医療制度の実施に伴い、関係条例の一部を改正するもので、ひとり親家庭や親のいない児童が医者にかかった場合、保険給付があった後、なお一部個人負担金を支払ったときにその支払額に対し助成するものであります。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第14号 玖珠町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

本案は、税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令に基づき、平成18年度及び平成19年度に引き続き、平成20年度も激変緩和措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであります。

特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第15号 玖珠町保育所設置及び管理条例の廃止について

本案は、玖珠町立若竹保育園の廃止に伴い関係条例を廃止するもので、本年4月より町立若竹保育

園が、睦福社会に経営移管されます。

審査の中で委員より、

- ① 若竹保育園の職員は何人か。また、その人たちの処遇はどうするのか。
- ② 廃止になった後の維持管理に問題はないのか。

などの意見が出されました。

担当課長より、

- ① 若竹保育園の職員は、正規職員が5人である。園長を除き4人は保育士と幼稚園教諭の有資格者であり、幼稚園との交流人事も含め一般の人事異動の対象となる。
- ② 移管後の施設の維持管理は、睦福社会が責任を持って行うよう手続を行っている。との説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願書

本請願は、大分県教職員組合玖珠支部執行委員長 湯浅 優氏ほか1名より提出されたものであり、紹介議員は高田修治氏であります。

本請願の要旨は、義務教育費国庫負担金の縮小や地方交付税削減の影響で厳しい地方財政の状況の中、子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障し、最善の教育環境を提供する必要性から、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものであり、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の政府機関への提出をお願いしたいというものであります。

本委員会は、義務教育の大切さ、本町教育行政の実情などを重視し、本請願を全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案8件、請願1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（片山博雅君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長後藤 勲君。

○予算特別委員長（後藤 勲君） 予算特別委員会報告をいたします。

予算特別委員会報告

平成20年第1回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第25号から議案第32号までの8議案について、3月12日、13日の2日間、執行部出席のもと、全委員で

審査した結果を報告いたします。

付託されました8議案は、平成20年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であり、議案ごとに主管課長より予算概要の説明を求め、質疑、審査を行い、全委員から熱心で真摯な質問や意見・要望が出されました。

なお、平成20年度事業に予定しています運動公園予定地、町道長匆線、インター前ふれあい広場及び工業団地進入路等の現地踏査を行いました。

1 議案第25号 平成20年度玖珠町一般会計予算について

厳しい財政状況の中に、限られた財源で最大限の事業効果を発揮するよう編成されており、国、県の予算動向を踏まえ、大分自動車道インター前広場整備事業、町道長匆線の改良事業等、継続的に取り組んでいる事業について当初予算に反映したことから、平成20年度玖珠町一般会計総予算は、前年度対比3億2,100万円(4.46%)増の75億1,100万円となっており、特定財源を確保し、従前に増して重点的かつ効率的な配分とし、事務事業の必要性、緊急性等も検討されており、住民福祉の向上に有効な予算と見受けられました。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは次のとおりです。

(問) 道路特定財源が廃止になれば、町にとってどうなるのか。

(答) 歳入8,354万円しか見込めませんので、厳しくなります。

(問) 鳥獣対策費は、国として新しく考えているのではないか。

(答) 地方交付税で考えることになっています。

(問) 放課後子どもプラン補助金はどんな事業か。

(答) 昨年まで行われていた子どもの居場所づくり事業の代替りの事業です。

(問) 玖珠町史の販売の取り組みについて。

(答) 会計課の窓口で販売をしています。

(問) インター前ふれあい広場の入口が通学路となっており危険ではないか。

(答) 進入路は今までなかったのを考えてなかったが、今後協議します。

(問) インター前ふれあい広場は農産物の販売を目的としているのに、良心市は参加しないと聞いているが、良心市は参加するのか。

(答) 農協の理事会で結論を出したわけではないので、話は進めていきます。

(問) 済生会病院運営負担金について、どうなっているのか。

(答) 前年度よりわずかですが、減少しています。

(問) 地域活性化総合補助金の説明をしてください。

(答) 500頭規模の肥育センターへの進入路で、大分県が3分の1、玖珠町が3分の1、農家が3分の1で行います。

(問) 農林水産業費等の歳出で、生産部分の補助制度はあるが、販売体制にもっと力を入れるべきではないか。

(答) 農産物の販売については、大分県、関係者等と協議し、努力をします。

(問) 配合飼料が高騰し、肥育農家、酪農家を直撃しており厳しい経営を強いられている。その対策は。

(答) 関係者及び関係機関と協議検討してまいります。

(問) 種雄牛造成や優良雌牛保留のため、他県からの精液導入はできないか。

(答) 系統牛玖珠町としての和牛産地がなくなる。

(問) 町有林は計画的に販売できているか。

(答) 年次的除間伐を行い販売しています。

(問) 工場立地促進助成金について説明してください。

(答) 用地購入と空き家工場の改修で上限を3,000万円とし、費用の10%以内を助成するものです。また、150万円については、5人以上雇用した場合、1人5万円を3年間助成するものです。

(問) 玖珠町総合運動公園の用地買収費は、当初計画での想定内か。

(答) 現在の位置に決まった当初から予定していた金額であり、想定内です。

(問) 小学校図書費は、わらべの館図書と一緒に含まれているのか。

(答) 小学校だけの分です。

(問) 浄化槽清掃管理委託業務は一括で行ったら安価になるのではないか。

(答) 今後検討をしていきます。

(問) 社会教育事業の工事請負費について。

(答) 町長の夢トークでの町民からの意見で始めた事業であります。

(問) 国体の予算については、地元要望に対応できるのか。

(答) 努力をしていきます。

(問) 米飯給食の状況はどうなっているのか。すべて米飯にならないか。

(答) 週3回です。検討をしたい。

(問) 行政改革による職員の削減はどうなっているのか。

(答) 現在は削減計画より6名少ない状況となっております。

審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

2 議案第26号 平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について

国民皆保険制度の下、国民健康保険は、農林水産業者や自営業者が加入する保険としてスタートし、近年は新たに年金生活者や無職、所得の少ない人が加入しており、高齢化の進展や生活習慣病等によって医療費が年々増加していることから、極めて厳しい事業運営がなされています。

また、平成20年度から、健保法の政省令、地方税法施行令の改正により、国保税の賦課基準が、現行の医療給付費基礎賦課額、介護納付に新たな後期高齢者医療制度が創設され、これまでの老健拠出金に相当する後期高齢者支援金分が別建てとなり課税することになりました。また、新たに40歳から

74歳までを対象に特定健診保健指導が義務づけられた中での今回の当初予算であり、基金1億4,184万円を取り壊した厳しい予算となっています。

課題としては、歳入面の保険税、国、県負担金、補助金及び交付金等、歳出面では、療養費の伸び、後期高齢者への支援金、介護保険納付金等を勘案し、国保税の見直しを考えなければならないところとなっています。

審査中に出された質疑応答、意見の主なものは次のとおりです。

(問) 本年度から特定健診が義務付けられ、到達目標に達しなければ国からの助成金が減額されることになっているが、その対策に全力をあげるべきでは。

(答) 職員、関係者等と協議し、受診率アップに全力をあげます。

(問) 医療費削減から後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう病院にお願いできないか。

(答) 医師会の会議でお願いする。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第27号 平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について

介護保険制度は平成12年度の施行から8年が経過し、特に平成18年度からは「介護予防」に重点を置いた法改正がなされ、玖珠町地域包括支援センターを開設、「地域支援事業」を開始しています。

介護保険の給付対象者の第1号被保険者の要介護及び要認定者は1,051人で、認定率は19.5%、第2号を加えた要介護743人及び要支援338人となっています。

平成20年度の介護保険事業費は、15億3,759万3,000円で、前年度に比べ1,171万9,000円の増加となり、0.77%の伸びとなっています。

歳入の主な保険料2億4,316万1,000円、国庫支出金4億1,656万円、支払基金交付金4億5,552万4,000円、県支出金1億8,807万7,000円、繰入金2億3,425万5,000円です。

歳出の主な保険給付費は、14億5,861万9,000円となっています。また、地域支援事業は3,256万4,000円です。

平成20年度介護サービス事業勘定予算は951万6,000円です。

審査中に出された質疑応答の主なものは次のとおりです。

(問) 介護保険料の滞納状況と、運営上において支障は出ていないか。

(答) 平成19年度で800万円です。財源上は国、県、町の公費と第2号被保険者の保険料等で80%を占めており、現段階では支障は出ていません。

(問) 介護サービス料は適切に審査されているか。

(答) 国保連合に委託をしていますので間違いはありません。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第28号 平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成20年4月1日から75歳以上、65歳から74歳で一定の障がいのある人で広域連合の認定を受けた方を対象に、県下の全市町村が参加する「大分県後期高齢者医療広域連合」が運営する新しい医療

制度「後期高齢者医療制度」がスタートします。

この制度は、高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者が負担能力に応じて公平に費用を負担するものです。

平成20年度の予算総額は1億9,623万8,000円となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億3,359万3,000円、一般会計繰入金6,263万7,000円。歳出の主なものは、後期高齢者広域連合納付金1億9,459万9,000円です。

審査中に出された質疑応答のおもなものは次のとおりです。

(問) 広域連合に1名の職員を派遣することになっていますが、身分や賃金面等の労働条件はどうなるのでしょうか。

(答) 組合との協議はありますが、条例どおりで対応します。

(問) 介護保険料、後期高齢者の保険料の負担を納められない場合、町が負担するのか。

(答) 町の負担はありません。あくまで個人負担となります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第29号 平成20年度玖珠町老人保健特別会計予算について

老人医療費は、老人に一部負担を求めるとともに、公費が50%負担、各医療保険者からの拠出金によって行っていましたが、増え続ける高齢者医療費の財政負担を抑制できず、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行しました。したがって、今年度で廃止されますが、老人保健特別会計は、過年度の医療費の清算のため平成22年度まで設置されます。平成20年度予算は、3月診療費の清算にかかる予算計上です。

予算総額は、2億9,630万5,000円、歳入の主なものは、支払基金交付金1億4,914万6,000円、国庫支出金9,810万1,000円、県支出金2,452万6,000円、繰入金2,452万5,000円、歳出は医療費諸費2億9,629万4,000円です。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第30号 平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

昭和44年に施行された「同和対策特別措置法」に基づき、昭和48年度から昭和53年度の6年間にわたり、対象地区の住民に住宅の新築・改修、宅地取得の資金貸付を実施したものです。

歳入に貸付金元利収入と住宅新築資金基金利子を、歳出には、その合計額を基金積立金として計上し、歳入歳出それぞれ3億367万1,000円とするものです。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第31号 平成20年度玖珠町簡易水道特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,176万4,000円とするもので、歳入歳出対前年度比較では172万6,000円の減となっています。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第32号 平成20年度玖珠町水道事業会計予算について

事業予定量は給水戸数3,760戸、年間有収水量102万 m^3 、1日平均給水量2,795 m^3 を見込み、3条の収支は事業収益1億5,731万4,000円、事業費用は1億7,299万5,000円で、支出が収入を上回る予算編成となっており、差額1,564万1,000円は欠損金処理をし、次年度以降で処理をすることになっています。

4条の資本的収支の不足額3,462万6,000円は当該年度損益勘定留保資金で補填をします。この資本的支出では、建設改良費としての浄水場の施設改修を行い、夜間無人化、電動弁の設置等を行うことにより経費の軽減を図るため、起債1,360万円を計上しています。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案8件の審査結果の報告を終わります。

なお、平成20年度予算審議にあたって、予算特別委員会の委員から出された様々な質疑、意見、要望については、これを真摯に受け止め、予算の執行に反映されるよう申し添えます。以上であります。

○議長（片山博雅君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 14番日隈です。

委員長の報告の中で、運動公園予定地、町道長匆線、インター前ふれあい広場及び工業団地進入路等の現地踏査を行ったとありますが、内容の詳細についてお聞きします。

○議長（片山博雅君） 委員長。

○予算特別委員長（後藤 勲君） 日隈議員にお答えさせていただきます。

平成20年第1回玖珠町議会定例会において、予算特別委員会に付託を受けました議案第25号、玖珠町一般会計予算において、予算に計上されております主な事業の中で、特に2億円以上の長匆線道路改良工事事業、インター前ふれあい広場（仮称ですが）整備事業、総合運動公園建設事業の3事業につきましては、現地にて事前に説明を受け、審査をさせていただきました。

まず、総合運動公園建設事業であります。もう日隈議員ご承知のとおり運動公園につきましては、森地区の平ヶ丘をはじめ各候補地がありましたが、平成15年3月に山田塚脇に場所決定をされました。その後、基本計画に沿って取り組みがなされております。

現地に到着しますと、もう10名ほどの町民の方々による発掘調査がされておりました。平成19年度買収地の全域で埋蔵文化財の試掘調査が行われたとのことでありました。平成20年調査も順調のことです。

平成19年度20年度と用地購入が実施されておりますが、運動公園面積の全体は10万153平方メートルであります。そのうち買収計画は9万5,309平方メートルで、平成19年度末までに全体の58%に当たる5万5,247平方メートルが国交省都市公園等総合補助事業、防衛省民生公園設置助成事業等で購入されます。平成20年度の買収予定が残り42%の4万62平方メートルですが、当初予算に計上されている2億2,812万3,000円は、国交省都市公園総合補助事業による2万3,109平方メートル

分であります。この土地購入において計画に予定していた購入価格よりも高い値で購入されているのではないかとの懸念もあるが、予定の範囲内で購入されているのかとの質問が出されました。執行部からは、不動産鑑定に基づく適正な価格で計画された予定内で購入されており、本年も関係者皆さんの理解、協力を得て達成できるよう取り組んでいくとのことでした。

また、隣接し、広さも十分にある河川敷の利用についても、県との協議が進められているとのこと、活用ができれば、なお一層健康増進や憩いの場としての役割を果たしてくれるものと思われます。

総合運動公園は、災害時の町民の避難地となり得る防災公園の機能も併せ持たせています。

長勿線道路改良工事事業については、平成18年から22年までの5年間の事業であり、協心橋の信号機からメルヘン大橋交差点に至るまで、全長860メートル、道幅歩道を含めて約9メートルの道路改良工事事業ですが、本年事業2億3,202万5,000円については、建物補償調査や河川敷側の洪水護岸工事200メートル等の事業であります。

我が町にとりましては、玖珠工業団地活用、誘致に伴う道路拡張という一面とともに、河川敷の公園化的な整備もなされており、平成22年度の完成が待たれるところであります。今後の取り組みにおきましては、沿線の関係の皆さんの協力を仰ぐこととなります。これまで同様、誠意を持って取り組まれることを求めています。

インター前ふれあい広場（仮称）整備事業は平成8年より取り組まれている事業ですが、本年事業はいよいよ整備事業基本計画の観光情報発信施設、飲食施設、身障者用も兼ねましたトイレ等の建設であります。

事業費3億4,822万7,000円ですが、農村漁村活性化プロジェクト交付金2,500万や過疎債、この過疎債につきましては現時点では対象となっていますが、活用していくとのこと。

駐車場としての整備がなされ、広々とした空間、1万1,803平方メートルですが、自然豊かな町に来たなという雰囲気があります。町内外の皆さんとのふれあいの場として交流が深められ、また、玖珠産の多くの農産品等が販売されることとなりますが、農家の皆さんはじめ町民の所得向上につながることを大きく期待される場所です。

本年に入り、町民の皆さんから出店について等間い合わせが頻繁になり、関心の高さを実感しているとのこと。

本事業は、一部の方々の利益追求ではなく、官民共同で平成21年4月開業を実現させるべく、玖珠九重農協のみでなく、商工会や観光協会等々関係団体の皆さんと今後もよく協議し、町民に説明を果たしながら取り組んでいくとのこと。

ふれあい広場前は通学路にもなっており、交通安全対策についての質問もありました。質問のとおり、大切なことなので信号機の設置を含め、十分関係機関と協議し検討していくとのこと。

3事業とも将来展望を見極めつつ、町民の健康、福祉、スポーツ振興、町の活性化等に自助努力がされています。

以上、現地説明、いただいた資料、また、事業執行確認に基づき日隈議員のご質問に報告させていただきました。

なお、玖珠工業団地進入路につきましては、進入路場所の確認でございました。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 町道長刃線の件ですけど、現国会で道路特定財源の問題が非常に重要視されております。もし確保できなかった場合の長刃線の工事、そういう問題等につきまして、この予算委員会で協議されたのかどうかお聞きします。

○議長（片山博雅君） 特別委員長。

○予算特別委員長（後藤 勲君） 非常に重要な指摘の件でございますけれども、予算特別委員会ではそこまでの審議はされておられません。大事なところだと思います。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。

予算特別委員会が2日間ですね、慎重に審議なされたということでございまして、改めてですね、敬意を表するわけでございますが、特に、私はですね、歳入面で質疑が薄かったのではないだろうか。その中でも税収などのですね、質疑がなされたかどうか。

○議長（片山博雅君） 後藤特別委員長。

○予算特別委員長（後藤 勲君） 宿利議員のご指摘でございますけれども、報告の中ではあまり報告をしておりませんが、町税のこと等々ですね、十分な、十分といいますか、意見、要望等々も出されました。例えば滞納の件について等々も出されましたし、その解決に取り組んでいるという等々の答弁も聞かせていただいていた中で、報告をさせていただいております。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、高校再編問題特別委員会の報告を求めます。

高校再編問題特別委員会委員長高田修治君。

○高校再編問題特別委員長（高田修治君） それでは、高校再編問題特別委員会報告を行います。

平成20年3月18日、高校再編問題特別委員会を開催したので、その結果を報告します。

今後、本委員会で調査研究する内容を、現状2校存続に向けた「高校再編に関する諸問題等の調査研究」と決定し、玖珠郡単位での取り組みを含め、高校関係者やPTA等との協議を進め、また、現地調査等の情報収集を行い、適切な対策を講ずるため、継続的に活動することを決定しました。

緊急の取り組みとして、3月27日に森高校と玖珠農業高校に出向き、現場での情報収集を行う予定であります。

委員会としては、高校再編問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 高校再編問題特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

高校再編問題特別委員長に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長（片山博雅君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 議案第8号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（片山博雅君） 賛成議員の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (片山博雅君) 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番 (秦 時雄君) 議案第25号、平成20年度玖珠町一般会計予算書、総合運動公園建設事業費に関する歳入歳出について、反対討論をするものです。

議案第25号、平成20年度玖珠町一般会計予算書の歳入については、15款国庫支出金、24ページから25ページ、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節都市計画費国庫補助金7,600万円(都市公園等総合補助事業補助金)、同じく歳入、32ページから33ページ、19款繰入金、1目繰入金、総合運動公園建設基金1億5,200万円、歳出については、91ページ8款土木費、4項都市計画費、3目総合運動公園建設事業費2億2,812万3,000円、以上について反対するものであります。

反対理由について述べます。

本町は少子・高齢化の一層の進展で、介護、医療など扶助費が増え続けており、他の分野に優先して財源を確保することは大変に困難な財政状況にあるといえます。総合運動公園建設事業は多くの町民が反対しており、また、お金の使われ方に対して不信感を持っており、住民世論を無視する事業であります。町民が今一番に望んでいることは、福祉や教育の充実であり、少子・高齢化対策であり、住んで安心のまちづくりであります。

よって、この事業費を反対いたします。

○議 長 (片山博雅君) ほかに発言ありませんか。

10番宿利俊行君。

○10番 (宿利俊行君) 10番宿利俊行です。

議案第25号、平成20年度玖珠町一般会計予算書のふれあい広場整備事業費の歳入歳出について反対です。以下、反対の理由を述べます。

1. 本町が進めている行財政改革緊急4ヵ年計画と矛盾する。
2. 財政負担のつけが将来予測される恐れがある。
3. 管理運営経営計画が不透明である。
4. さらに町民の理解や協力が得られるかが疑問。

よって、この事業に反対を表明します。

○議 長 (片山博雅君) ほかにありませんか。

- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (片山博雅君) 次に、議案第33号は人事案件であります。

議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略することに決しました。

以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議長（片山博雅君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第4号、議案第5号の2議案は、条例の制定についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

議案第4号、議案第5号の2議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第4号及び**議案第5号**は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号は、条例の全部改正についてであります。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号から議案第14号の8議案は、条例の一部改正についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

議案第7号から議案第14号の8議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第7号から議案第14号の8議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号、条例の廃止について採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

なお、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要な点については、これを廃止するときは、地方自治法第244条の2の第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とします。

ただ今、出席議員は16名です。その3分の2は11名です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(片山博雅君) 起立全員です。

所定数以上です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号、組合規約の変更についてであります。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号、土地の取得についてであります。

議案第17号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長(片山博雅君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号、町道路線の認定についてであります。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号、平成20年度玖珠町一般会計予算について、反対意見がありましたが、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長(片山博雅君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号から議案第32号の7議案は、平成20年度特別会計及び水道事業会計の予算であ

ります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

議案第26号から議案第32号の7議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第26号から議案第32号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第33号は人事案件であり、委員会付託を省略しておりますが、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号、玖珠町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第33号について、同意することに決しました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めます。

お諮りします。

人権擁護委員候補者に、帆足和彦君を適任とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、帆足和彦君を適任とすることに決定いたしました。

次に、常任委員会の審査の付託を行いました請願1件、陳情1件について、採決を行います。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書の提出に関する請願書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（片山博雅君） 起立全員です。着席ください。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号、小迫集落道路の町道編入についての陳情について、採決を行います。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(片山博雅君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第4 議員派遣について

○議長(片山博雅君) 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議長(片山博雅君) 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員長より、次の議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定しました。

次に、基地対策特別委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

次に、高校再編問題特別委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査付託表のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

日程第6 議員発議

意見書(案)の提出について

○議長(片山博雅君) 日程第6、議員発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第1号から発議第2号が提出されており、これを直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

初めに、発議第1号 道路整備の財源確保に関する意見書(案)について、提出者の説明を求めます。提出者9番江藤徳美君。

○9番(江藤徳美君)

発議第1号

平成20年3月21日

玖珠町議会

議長 片山博雅 殿

提出者 玖珠町議会議員 江藤徳美

賛成者 々 河野博文

々 々 尾方嗣男

道路整備の財源確保に関する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道路整備の財源確保に関する意見書(案)

道路は、日常の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設であり、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる国土を形成するためには、道路の計画的な整備が必要不可欠であります。

玖珠町は、地方分権時代にふさわしい「夢のある童話の里のまちづくり」を目指し、産業の振興や住環境の整備、文化・スポーツの振興などに取り組んでいます。しかしながら、過疎化、少子高齢化の進む中であって、人口の定住や地域の活性化を図り、更なる町勢の発展を期するためには、国道などの幹線道路、日常生活を支えている県・市町村道や、安全で安心して通れる歩道などを、今後とも持続的、計画的に整備していく必要があります。

地方は、公共交通機関が未発達なために、日々の生活を車に依存しており、1世帯あたり3台以上の自動車保有台数と使用頻度は高く、このような地方の住民にとって、道路の整備は何よりも切実であります。

現在、国において平成20年3月で法律の期限切れとなるガソリン税などの道路特定財源の暫定税率の扱いが焦点になっておりますが、この暫定税率が廃止されれば、真に必要な道路整備や橋梁補修・路面補修、側溝補修など、今後必要とする道路整備や維持管理がほとんど出来なくなります。

よって、国におかれては道路特定財源の暫定税率を維持し、今後真に必要な道路整備の予算確保や、地方道路整備臨時交付金制度の拡大・拡充など、地方の声や実情に配慮した道路整備の安定的な財源確保の制度を確立すると共に、今後急速に拡大すると思われる道路の維持・修繕に対する財源の確保をされ、遅れている地方の道路整備に積極的に取り組まれるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月21日

大分県玖珠町議会

議長 片山博雅

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	福田康夫殿
総務大臣	増田寛也殿
財務大臣	額賀福志郎殿
国土交通大臣	冬柴鉄三殿
経済財政政策担当大臣	大田弘子殿

○議長（片山博雅君） ただ今提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

5番佐藤左俊君。

○5番（佐藤左俊君） 今、ご説明がありましたが、私はあえて議会の中で申し上げたいと思います。

先ほど、提出者の江藤議員から言われたことに関しては、大半は当たっているというふうに私は思いますが、ただ、1世帯当たり3台以上あるということは、これは当然わかっておりますし、これによる使用頻度いいですか、これも非常に高いわけでありまして。その中で、ガソリン税が非常に今大きくいわれておりますが、なおかつ、今世論調査によりますと、国民の6割以上の方が国税、この特定財源について問題を出しております。しかも、現在、国会、いわゆる国の段階でまだ微妙な状況にあると思いますが、こういう中で、議会として私は意見書を出すのは若干考えたらいいのではないかとこのように思っておるところでありまして、とにかく中身については既に議員の皆さんもご存知かと思いますが、非常に今の特定財源の用途について問題が指摘をされておるところでございます。

そういう意味で、私はこの問題については再考をしていただきたいというふうに意見を述べたいと思います。

以上です。

○議長（片山博雅君） 江藤徳美君。

○9番（江藤徳美君） 佐藤議員の意見につきましては、委員会におきましても一般財源化、暫定税

率等についてはある程度の意見は出ましたが、やはり地方にとりましてはこの暫定税率等の廃止については、もう少し国の方に要望しておきたいということで、この道路整備の財源確保の意見書を提出することといたしました。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書（案）の提出に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（片山博雅君） 挙手多数です。

よって、本意見書は可決されました。

次に、発議第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君）

発議第2号

平成20年3月21日

玖珠町議会

議長 片山博雅 殿

提出者	玖珠町議会議員	秦	時雄
賛成者	々	工藤	重信
々	々	後藤	勲
々	々	宿利	俊行
々	々	柳井田	英徳

義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算の拡充を求める意見書（案）

全国のどの地域においても、すべての子どもたちに一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。しかし、同制度の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、さらには低所得者層の固定化などにより、教育条件や子どもたちが受ける「教育水準」に格差が生まれている現実もあります。

現在、政府は2010年春までに「新分権一括法案」を国会に提出するとしており、その中で、義務

教育国庫負担制度について論議の対象になることは必至です。同制度は、国と地方が義務教育に係る共同責任を果たすためのものであり、地方分権の推進を阻害するものではありません。

義務教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。財政論を踏まえつつも、教育論の観点から次の事項の実現について、強く要望いたします。

記

1. 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
2. 国が財源負担をして、きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。
3. 教育施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

大分県玖珠町議会

議長 片山博雅

内閣総理大臣 福田康夫 殿

文部科学大臣 渡海紀三朗 殿

財務大臣 額賀福志郎 殿

総務大臣 増田寛也 殿

以上です。

○議長（片山博雅君） ただ今、提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

本意見書（案）の提出に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（片山博雅君） 挙手全員です。

よって、本意見書（案）は可決されました。

ここで、議案第33号で玖珠町教育委員会委員に任命されました田坂謙仁君のあいさつを受けたいと思います。暫くお待ちください。

田坂謙仁さんごあいさつをお願いします。

○(田坂謙仁君) この度、玖珠町の教育委員に選任を受けました田坂謙仁です。よろしくお願ひいたします。

今、日本の教育事情は大変大きな変換期を迎えていると思います。このような中、玖珠町も幼稚園、中学の再編問題、県立高校の再編問題、また、子どもたちにとって一番重要な学力向上の問題等たくさんの大きな問題があると思います。

小学校、中学校10数年間PTA活動を行ってきました体験と、今、子どもを育てている経験を生かし、これから玖珠町を背負う子どもたちの教育をどうすべきか、どうあるべきかを真剣に考え、微力ではございますけど、玖珠町の教育行政に少しでも役に立てればと思っております。

今後、皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、選任にあたっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(片山博雅君) ありがとうございました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

小林町長。

○町長(小林公明君) 平成20年第1回の玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月の4日から本日までの18日間、平成20年度玖珠町一般会計当初予算案など33議案並びに諮問案1件を上程させていただいたところであります。

議員各位には、それぞれの議案について終始活発な議論と慎重な審議を賜り、いずれの議案もご承認をいただきましたことに対しまして、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

本会議をはじめ各常任委員会、予算特別委員会あるいは員外での全員協議会などの審議や審査、協議の過程におきましては、真摯な議論と多くのご意見を賜ったところでありまして、今後の町政執行に反映させてまいりたいというふうに思っております。

さて、国はこの18日でありますけれども、2007年度特別交付税の3月分の交付を決定し、閣議に報告したところでありまして、特別交付税の交付総額は6,646億5,200万円でありまして、市町村合併関連や地震・台風などの災害関連、がんばる地方応援プログラム関連経費のほか、原油高騰対策関連経費などを盛り込んだというふうにいわれております。そして、この19日に各地方自治体に交付されたところでありまして。

12月分と合わせた特別交付税の2007年度通年交付額は9,123億9,900万円でありまして、昨年に比べますと4.4%の減となっているところでありまして。このうち都道府県分が7.2%の減、市町村分が4.0%の減となっております。

本町への交付額は1億7,793万4,000円でありまして、12月に交付された分4,774万1,000円と合わせますと2億2,567万5,000円となっております。昨年度よりおよそ2,250万円、11%の増

額というふうになったところでもあります。当町分につきましては大幅な増額となったところでありませうけれども、全国枠につきましては、先ほど申し上げたように4.4%の減でありまして、この特別交付税の減額というものが交付税全体の減額傾向を表しているところであるというふうに思っております。

国の交付税特別会計が現在借り入れております33兆円余りの借入金はこの今後の計画的償還ということを考えますと、交付税の削減は今後暫く続くものというふうに思われておりまして、その増額は望めないところでもあります。

町としては、17年3月策定の行財政改革プラン、18年3月の集中改革プランに基づき、日々改革という理念を持ち続け、その確実、着実な実施に、より一層努めていかなければならないというふうに思っております。

いよいよ、4月から、後期高齢者医療制度をはじめ国民健康保険など保健、福祉制度の新しい制度がスタートします。医療費の見込みはもとより、特定健診や特定指導など受診見込みを立てることが難しいところもございますけれども、臨機応変前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、町民の生活環境の整備等に資します社会資本の整備につきましても、県営工業団地への企業誘致に積極的に取り組むとともに、運動公園、幹線であります長刈支線、インター前広場等の整備事業、こういうものにつきまして、計画に沿って着実に進めてまいりたいというふうに思っているところでもあります。

さらに、今年は「ここから未来へ 新たな一歩」をスローガンに開催される第63回国民体育大会、「チャレンジ おおいた国体」が9月に開催されます。本国体におきましては、民泊を実施いたしますけれども、この民泊の成功が国体成功への大きな鍵となることは申すまでもありません。そのことから、来る3月の28日、今月の28日でありますけれども、県の主催であります。先催県の民泊関係者を招いての民泊講演会をメルサンホールにおいて開催し、大会の成功に向けて頑張りたいというふうに思っているところでもあります。そして、玖珠町の文化・観光・産業を広く紹介するとともに、民泊を通じて玖珠町のスポーツ・文化・まちづくりのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、桜の花も咲き始めるころでございますけれども、春の訪れを迎えようとしておりますが、来月の4日には恒例の桜の観賞会、玖珠自衛隊の観桜会、そして5月5日には、59回を迎えます「日本童話祭」が迫ってまいりました。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意のうえ、引き続き町政発展のためにご活躍されますことを心からお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月4日開会以来、本日まで、18日間にわたり、議員各位はもとより執行部におきま

しても終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得まして厚くお礼を申し上げます。加えて、議会運営にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、3月31日付けをもちまして定年を迎えられます秋吉企画財政課長、大塚税務課長、中尾住民課長、酒井わらべの館館長、総務課太田副主幹には、長きにわたり町政発展のためご尽力をいただき、この場をお借りしまして、議会を代表いたしまして感謝とお礼を申し上げます。

大変長い間お疲れさまでした。

また、定年を残し退職されます1名の職員におかれましても、ご健康に留意され、第二の人生を有意義に過ごされますよう心からご祈念を申し上げます。

さて、月が変わりますと新年度でございます。地方自治体を取り巻く情勢は大変厳しい激動の時代となっておりますが、私ども議員もこの厳しい行財政の中、行政運営、議会運営に昼夜を問わず真摯に取り組んで、玖珠町政発展のため執行部と一丸となり、英知を振り絞り、この難局を乗り切っていくかねばと考えているところであります。多様化する町民ニーズに対し、職責を果たしてまいりたいと思っているところでございます。

これをもちまして、平成20年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月21日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員